



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》簡易課税のみなし仕入率の改正

はじめに

平成26年3月に、消費税法施行令等の一部が改正され、消費税の簡易課税制度のみなし仕入率が見直されました。そこで今回は、簡易課税制度の具体的な改正点をまとめます。

1. 簡易課税制度とは

簡易課税制度とは、中小事業者の事務負担を考慮して設けられた制度です。「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長に提出した場合、その提出があった日の属する課税期間の翌課税期間から効力が発生し、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について適用されます。

原則の消費税額の算出方法は、課税売上に係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を控除した金額が納付すべき金額となります。一方、簡易課税制度では、課税売上げに係る消費税額から、課税売上げに係る消費税額にのみなし仕入率を乗じた金額を仕入れに係る消費税額とみなして控除した金額を納付すべき金額とします。のみなし仕入率が実際の課税仕入率を上回る場合には、消費者から預かった消費税の一部が事業者の手に残る、いわゆる「益税」が生じます。

2. 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

簡易課税制度のみなし仕入率が以下の通り改正され、益税の縮小が図られます。

金融業及び保険業が第四種事業から第五種事業（60%→50%）、不動産業が第五種事業から新たに設けられた第六種事業（50%→40%）へ見直されます。

【適用時期】

原則として、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

事業の種類		のみなし仕入率 【改正前】	のみなし仕入率 【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業をいいます。	90%（第一種）	90%（第一種）
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。なお、製造小売業は第三種事業になります。	80%（第二種）	80%（第二種）
製造業等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいいます。なお、加工費等の料金を受け取って役務を提供する事業は第四種事業になります。	70% （第三種）	70%（第三種）
その他事業	飲食店業、その他の事業	60%（第四種）	60%（第四種）
	金融業及び保険業		50%（第五種）
サービス業等	運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）	50%（第五種）	50%（第五種）
	不動産業		40%（第六種）

3. 簡易課税制度の改正に係る経過措置

この改正には経過措置が設けられています。その内容は、平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても、当該届出に記載した「適用開始課税期間」の初日から2年を経過する日までの間に開始する課税期間については、改正前のみなし仕入率が適用されます。

おわりに

簡易課税制度は、仕入等の消費税額の集計・計算が不要のため事務負担は軽減されますが、仕入れに係る消費税額が売上げに係る消費税額を上回っても還付を受けられません。簡易課税制度を適用される場合には、十分な検討が必要となりますのでご留意下さい。
(担当：佐藤（裕）)

TEL.03 (5350) 7435 otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

http://www.koyano-cpa.gr.jp/ ©KOYANO C. P. A OFFICE 無断転載・引用禁止